

第30回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 令和8年2月25日（水）
2. 招集の場所 中城村役場 会議室2-3（2階会議室）
3. 開催日時 令和8年2月25日 14時00分から17時00分
4. 出席委員  
1番 比嘉 盛安（会長）  
2番 花城 康樹（会長職務代理者）  
3番 川田 哲也 4番 比嘉 康雄
5. 欠席委員  
5番 小橋川達則 6番 屋良 照枝
6. 議事日程  
第1 会期について  
第2 議事録署名人及び書記の指名について  
第3 案件  
議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
議案第103号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画  
（案）の承認について  
議案第104号 非農地証明願いについて  
議案第105号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

7. 出席職員  
農政係長 山下 大作

8. 会議の概要

議長（会長）

ただいまより第30回農業委員会総会を開会します。  
まず初めに、農業委員会憲章を唱和したいと思います。2番、よろしくお願ひします。

2番

（農業委員会憲章の唱和）

議長（会長）

ありがとうございました。それでは総会に入ります。  
会期については、今日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

今日1日ということをお願いをいたします。  
議事録署名人の指名は、2番花城さんと3番川田さんでお願いいたします。  
書記の指名ですが、川満さんでお願いいたします。  
主要業務報告をいたします。  
2月1日、中城村村産業まつり、会場は、公共駐車場で行いました。  
2月10日、農業委員会常設審議会、これは南風原町で14時から16時です。  
2月12日、サトウキビ競作会、これは春植えのキビです。これは中部地区で3位になった  
農業者の津覇地区の畑で、ハーバスターで刈り取って検量するという段取りで、関係者20名

事務局	<p>ほど参加をされていました。</p> <p>2月19日、第30回農業委員会総会事前打合せです。</p> <p>それから今日2月25日、第30回農業委員会総会</p> <p>それから明日2月26日、石垣市農業委員会から村に視察に来られるということで、できるだけ皆様のご参加もひとつよろしくお願ひします。</p> <p>以上が、主要業務報告です。</p> <p>それでは案件に移ります。議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号まで、一括して事務局よりご説明のほどよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日の議案につきましてご説明いたします。めくって1ページ目が総会、申請箇所的位置図となっております。</p> <p>続きまして2ページ目をご覧ください。議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p style="text-align: center;">(議案第101号を議案書をもとに朗読)</p> <p>次に議案第101号について補足説明をいたします。</p> <p>1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。</p> <p>この申請人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数400日、営農計画(作目:野菜及び果樹(バナナ))等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計1,361㎡です。</p> <p>今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。</p> <p>続いて4ページをお開きください。</p> <p style="text-align: center;">(議案第102号を議案書をもとに朗読)</p> <p>議案第102号について補足説明をいたします。</p> <p>1番は、借受人が申請地に一般住宅を建築する為に、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。</p> <p>申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある農地です。また、上下水道が整備された沿道の区域にあり、半径おおむね500m以内に公共的施設が2施設あります。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。</p> <p>2番は、譲受人が申請地を貸駐車場に利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。</p> <p>申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地化が著しい区域内にある農地です。また、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えています。転用による農地の集</p>
-----	--

団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。以上になります。

続いて7ページをお開きください。

(議案第103号を議案書をもとに朗読)

議案第103号について補足説明をいたします。

1番及び2番は、利用権の設定をする者(貸付人)から沖縄県農業振興公社へ利用権を設定し、さらに沖縄県農業振興公社から、利用権の設定を受ける者(借受人)へ利用権を同時に再設定(転貸)するものです。

1番の利用権の設定を受ける者(借受人)の農作業日数は280日、作目は野菜、賃貸期間は10年であります。

2番の利用権の設定を受ける者(借受人)の農作業日数は280日、作目は果樹(パッションフルーツ)、賃貸期間は210年であります。

本計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号の要件を満たしているものと思われます。以上になります。

続いて9ページをお開きください。

(議案第104号を議案書をもとに朗読)

議案第104号について補足説明をいたします。

1番及び2番の非農地証明であります。申請地は、20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領(平成23年3月15日農政第2121号改正)第2条第2項ウに該当すると思われる、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。

続きまして、別添資料、議案第105号の令和8年度最適化活動の目標設定等(案)についてご説明いたします。資料をご確認ください。

(議案第105号を議案書をもとに朗読)

議案の説明につきましては、以上となります。

議長(会長)

提案理由の説明が終わりました。休憩を取って現場視察にまいりたいと思います。休憩をいたします。

( 現 地 調 査 )

議長(会長)

再開いたします。

議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。4番どうぞ。
4番	議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。この場所はこの間、担当地区でもありますし現場も見ておりますけれども、周辺はバナナ等も植えられて、事務局から説明も受けて、休憩を挟んで、現場を確認し、譲受人が規模拡大を図るために譲渡人より申請地の権利を取得するというので、規模拡大でもありますし、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第101号については許可といたします。 続きまして、議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。3番どうぞ。
3番	議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、事務局の説明後、休憩を挟み現地を確認させていただきました。1番と2番ともに問題もないかと思われるので、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第102号については、許可相当として進達をいたします。 続きまして、議案第103号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の承認について（利用権貸借）質疑に入ります。ご意見等ありましたらお願いします。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。4番どうぞ。

4番	<p>議案第103号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてでありますけれども、先ほど事務局から説明も受けまして、休憩を挟んで現場も確認しました。1番、2番とも規模拡大等でありますので、本員は承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第103号については承認といたします。</p> <p>続きまして、議案第104号 非農地証明について質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声があります。進行いたします。</p> <p>どなたか。2番どうぞ。</p>
2番	<p>議案第104号 非農地証明願いについてであります。事務局より提案理由の説明も受けまして、休憩を取り現場確認いたしました。2番は私は現場を分かるのですけれども、1番も2番も農用外でもありますし、農業に適する土地ではないので、本員は承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第104号については承認といたします。</p> <p>続きまして、議案第105号 令和8年度最適化活動の目標設定等（案）について審議に入ります。質問等いろいろあるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。何か質問ありませんか。山城さん、何かないですか。</p> <p>「休憩」の声あり</p>
議長（会長）	<p>休憩します。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>
議長（会長）	<p>再開します。</p> <p>どなたか。2番お願いします。</p>
2番	<p>令和8年度最適化活動の目標の設定等につきまして、先ほど事務局より提案理由の説明も</p>

受けまして、休憩も取り確認もいたしました。特に問題もありませんので、本日は承認をしたいと思います。

議長（会長）

ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、議案第105号については原案どおり承認といたします。議案審議は以上となります。これで、第30回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 17時00分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 比 嘉 盛 安

議事録署名人

2番委員 花 城 康 樹

議事録署名人

3番委員 川 田 哲 也